

パラリーガルの実務感覚から学ぶ民事訴訟・執行・保全 正誤表

誤記を訂正いたします。申し訳ございません。
(2024年10月1日現在)

頁数	訂正箇所	訂正後
7頁	下から2行目 民事裁判書類電子システム	→以下に訂正（下線部分挿入） 民事裁判書類電子 <u>提出</u> システム
7頁	下から3行目 (ミンツ)」)	→以下に訂正（下線部分挿入） (ミンツ)」) <u>」</u>
24頁	12行目 事例では、	→以下に訂正（下線部分訂正） 事 <u>案</u> では、
56頁	下から6行目・7行目 (例えば、定形郵便物で25gまでの重量の場合、郵便料金は1089円です。基本料金84円＋書留料金435円＋特別送達料金570円)	→以下に訂正（下線部分訂正・2024年10月1日郵便料金改訂） (例えば、定形郵便物で <u>50g</u> までの重量の場合、郵便料金は <u>1220</u> 円です。基本料金 <u>110</u> 円＋書留料金 <u>480</u> 円＋特別送達料金 <u>630</u> 円)
66頁	つぶやき⑭10行目 と土地の明渡しを求める方法	→以下に訂正（下線部分挿入） と② <u>土地</u> の明渡しを求める方法
89頁	表 ③呼出しを受ける旨を記載した書面	→以下に訂正（下線部分訂正） ③呼出しを <u>受け</u> た旨を記載した書面
152頁	上から12行目 ア 単純執行文（民執26条）	→以下に訂正（下線部分訂正） ア 単純執行文（民執 <u>25</u> 条）
154頁	つぶやき⑭の3行目以降 これまでに女性の執行官はいません。	→新情報追加 2024年4月、徳島地裁に全国初の女性執行官が任官しました。
157頁	上から8行目以降 単独で所有権移転の登記申請をすることができます。	→条文の引用（下線部分） 単独で所有権移転の登記申請をすることができます <u>（不登63条1項）</u> 。

頁数	訂正箇所	訂正後
159頁	下から6行目 (民訴費7条別表第2第4項)	→条文の引用(下線部分) (民訴費7条別表第2[<u>令4法施行後別表第3</u>]第4項)
161頁	上から6行目以降 強制執行申立段階で審査されます。また、引換給付判決で強制執行を開始するためには、反対給付の証明が必要となります。	→条文の引用(下線部分) 強制執行申立段階で審査されます(<u>民執30条1項</u>)。また、引換給付判決で強制執行を開始するためには、反対給付の証明が必要となります(<u>民執31条1項</u>)。
231頁	下から10行目以降 債権者は、勝訴判決に承継執行文の付与を得て(民保43条1項ただし書)、建物明渡しの強制執行をすることができます。	→条文の訂正(前半下線部分訂正・後半下線部分挿入) 債権者は、勝訴判決に承継執行文の付与を得て(<u>民執27条2項・3項1号</u>)、建物明渡しの強制執行をすることができます(<u>民保62条</u>)。
243頁	3-4 必要書類の表 債務者の同意がある場合 ③ <u>申立人及び被申立人の即時抗告権放棄書</u> (被申立人が担保取消しに同意したこと、 <u>申立人及び被申立人が即時抗告権を放棄したこと</u> の記載がある和解調書)	→以下に訂正(左記下線部分の削除) 債務者の同意がある場合 ③ <u>被申立人の即時抗告権放棄書</u> (被申立人が担保取消しに同意したこと、 <u>被申立人が即時抗告権を放棄したこと</u> の記載がある和解調書)
287頁	資料12 訴訟代理人の記名 原告訴訟代理人弁護士 北 峯 直 太	→以下に訂正(下線部分訂正) <u>被告</u> 訴訟代理人弁護士 北 峯 直 太
315頁	資料35-2 請求債権目録(損害金の始期) 平成23年11月2日から	→以下に訂正(下線部分訂正) 平成 <u>24</u> 年 <u>12</u> 月2日から
360頁	資料69 供託者のカナ氏名 ジ □	→以下に訂正(濁点は1マス) シ □
364頁	資料73 仮差押の債権者名 深谷草太	→以下に訂正(下線部分訂正) <u>中堂慎司</u>

頁数	訂正箇所	訂正後
365頁	資料74 申立書の文言 担保の事由が止んだので、	→以下に訂正（下線部分訂正） 担保の事由が <u>消滅</u> したので、
366頁	資料75 証明申請の文言 供託原因消滅の旨証明	→以下に修正（より適切な文言に修正） 供託原因が消滅したことを証明
366頁	資料75 請書の文言	→請書の一番下に以下の文言を挿入 上記供託原因消滅証明書一通をお請け しました。

資料48-3（333頁）の執行費用の根拠条文です。紙幅の都合で掲載しませんでした。読者の方から根拠条文を教えてくださいとの要望がありましたので、掲載します。

執行費用一覧

2024年10月1日現在

	執行費用	金額	根拠条文
1	本申立手数料	4000円 （※1）	民訴費2条1号、民訴費3条1項別表第1の11項イ〔令4法48施行後別表第1の9項イ、令5法53施行後別表第1の14項〕
2	差押命令正本送達費用等	差押命令正本の送達等に 必要な金額（※2）	民訴費2条2号、民訴費11条1項
3	本申立書作成及び提出費用	1000円	民訴費2条6号、民訴費規2条の2第1項別表第2の3項
4	資格証明書交付手数料	官庁に支払うべき手数料の額 （※3）	民訴費2条7号
5	資格証明書交付費用	第一種郵便物の 最低料金の二倍の額（※4）	民訴費2条7号、民訴費規2条の3（R6.9.17改正）
6	執行文付与手数料	1通につき300円	民訴費2条12号、民訴費7条別表第2の4項〔令4法48施行後別表第3の4項、令5法53施行後別表第2の4項〕
7	執行文交付費用	第一種郵便物の 最低料金の二倍の額に 書留料を加えた額（※5）	民訴費2条12号、民訴費規2条の4（R6.9.17改正）
8	送達証明書交付手数料	1件につき150円	民訴費2条7号、民訴費7条別表第2の3項〔令4法48施行後別表第3の3項、令5法53施行後別表第2の3項〕
9	送達証明書交付費用	第一種郵便物の 最低料金の二倍の額（※4）	民訴費2条7号、民訴費規2条の3（R6.9.17改正）

1～5は執行実施費用、6～9は執行準備費用

- ※1 民事執行法等のIT化改正法（令和5年法律第53号）が施行されると（公布日から5年以内）、原則として7300円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合は7200円）となります。
- ※2 裁判所によって異なりますので、必ず、管轄裁判所に「申立てに必要なとなる郵券（郵便料）はいくらになるか。うち、執行費用はいくらになるか。」を確認してください。例えば、京都地裁本庁の場合は2840円（債権者への差押命令送付費用110円、債務者への差押命令送達費用1220円、第三債務者への送達費用1290円、第三債務者の陳述書送付費用110円×2〔裁判所宛・債権者宛〕）となっています（債権者・債務者・第三債務者各1名、陳述催告有の場合）。
- ※3 例えば、代表者事項証明書を1通取得した場合、600円請求できます（登記手数料令2条1項）。
- ※4 申請に必要なとなる普通郵便料と交付に必要なとなる普通郵便料の合計額です。現在の額は220円（110円+110円）です。郵便申請でない場合も請求できます。
- ※5 申立てに必要なとなる普通郵便料と交付に必要なとなる書留郵便料の合計額です。現在の額は700円（110円+110円+480円）です。郵便申立てではない場合も請求できます。